

## エコマーク料金制度等の一部見直しについて（報告）

財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

【概要】現行の料金制度が整備された2005年4月から、かなりの時間が経過している。制度変更後に顕在化してきた諸課題の解消を目的として、「料金制度等見直し」プロジェクトチームを2011年6月にスタートさせ、エコマーク商品の売上高報告に係る事務負荷の軽減と使用料の見直しの二項目からなる成案を得た。2012年度から料金制度等見直し結果を適用する予定である。

## 1. エコマーク料金制度等の一部見直し作業の進捗について

エコマーク事業は、「認定審査料」および、認定商品のライセンス維持・管理に係る「エコマーク使用料」によって運営されている。現行の料金制度が整備された2005年4月から日時が経過し、現行制度に移行してすでに6年以上が経過している。

使用料は、事業収入の9割以上を占めているが、かねてより「使用料算出のベースとなるエコマーク認定商品の売上高に関する事務が煩雑」であって使用契約者にとって負担が大きいといった指摘や、料金の負担割合についてもご意見をいただいていたところである。また、2005年実施の料金制度改定や、2008年1月に表面化した環境偽装等の影響などにより、結果的にエコマーク全体の使用料収入は2005年の料金制度改定前の水準より大幅に減少し、事業運営がかなり制約を受けている状況が続いている。

このような背景の下、エコマーク事務局では、2005年4月の制度変更後に顕在化してきた諸課題を整理し、解消を図る必要があるとの問題意識を有していた。事前検討期間を経て、「料金制度等見直し」プロジェクトチームを2011年6月に正式にスタートさせ、エコマーク商品の売上高報告に係る事務負荷の軽減と使用料の見直しの二点から検討を進めた。

エコマークの事業運営の状況や料金制度等の課題については、前回第27回運営委員会(2011年9月)において報告したところであって、それ以降の進捗を下表にまとめた。

なお、新規商品類型「小売店舗」用の料金に関しても懸案になっていたが、2011年11月15日の新規制定にあわせて、新たに審査料・使用料を策定・公開し、すでに運用に移行している。

表 エコマーク料金制度等の一部見直しに係る進捗状況

日時	摘要
2011年11月15日	新規商品類型「小売店舗」を制定し、ホームページで公表。 エコマーク使用規定の付表に「小売店舗」用の審査料および使用料を追加。
2011年12月20日	使用契約者に「料金制度等の一部見直し」に係る事務文書を郵送。
2011年12月22日	「エコマーク料金制度等の一部見直し」をホームページで公表。
2012年1月11日	「エコマーク料金制度等の一部見直し」をメールマガジンで公表。
2012年1月20日	大阪で「エコマーク料金制度等の一部見直し」説明会を開催。
2012年1月26日	東京で「エコマーク料金制度等の一部見直し」説明会を開催。
2012年3月9日	使用契約者に契約手続きに関する文書、および「エコマーク使用基本契約書(契約変更)」締結等のご案内を郵送。
2012年4月以降 (予定)	使用契約者の契約日に応じて、順次、平成24年度の使用料の支払手続きを行う。

## 2. 料金制度等の一部見直しの検討結果<sup>\*)</sup>

①エコマーク商品の売上高報告に係る事務負荷の軽減の実現と②使用料の見直しからなる検討結果を得た。

### 2.1 エコマーク商品の売上高報告に係る使用契約者の事務負荷軽減

(実施事項)

- ①エコマーク認定商品の売上高合計から使用料を求める際に、計算を不要にします（売上高区分ごとの使用料に変更）。
- ②「支払対象期間」と「報告対象期間」の二種類の期間を報告し易い期間に集約（一本化）します。
- ③推定による売上高と実績による売上高の二種類の報告を一本化し、実績値によるものとします（日数による按分等の計算を廃止）。
- ④「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」と「エコマーク使用契約書」を、「エコマーク使用基本契約書」に一本化します。

(内容の説明)

- ①エコマーク認定商品の売上高合計から使用料を求める際に、計算を不要にします。

現行の方式では、使用料算定の際に難しい計算が必要でしたが、新料金規定は売上高区分ごとに階段状に使用料を設定しましたので、この計算が不要になりました。

- ②「支払対象期間」と「報告対象期間」の二種類の期間を報告し易い期間に集約（一本化）します。

支払対象期間と報告対象期間の関係が理解し難いとのこと指摘を多くいただいておりましたが、今回の見直しで「認定期間」に一本化し、これまでの二種類の期間（月日）を一致させました。この「認定期間」は現行のエコマーク使用期間に相当します。従来の支払対象期間の開始日の翌月1日を基準日とする1年間とし、これまでと同様に毎年更新されます。平成24年4月以降は従来の報告対象期間に係らず基準日直前1年間（前年度）の実績売上高の集計結果をそのまま、エコマーク商品の売上高報告に使用できるようにしました。これにより、エコマーク商品の管理業務が著しく簡素化されます。

- ③推定による売上高と実績による売上高の二種類の報告を一本化し、実績値によるものとします。

推定による売上高と実績による売上高の二種類の報告を一本化し、前年度の認定期間における売上高実績値を報告していただく方式に変更します。「エコマーク商品売上高（出荷販売額）実績（または推定）報告書」及び「エコマーク商品売上高（出荷販売額）確定報告書」の二種類の報告書は一種類に集約します。今後は前年度の売上高実績値を用いて当年度の使用料をご請求し、あわせて、前年度の使用料に関する確定精算もさせていただきます。また、従来お願いしておりました対象期間内の販売日数の売上高から、販売日数に応じて計算していただく日数按分等の複雑な計算は不要となります。

売上高報告書については、従来、次期支払対象期間開始日前日の30日前までにご提出いただいておりましたが、今後は毎年の「認定期間」終了後30日以内にご提出いただくこととなります。

※次期支払対象期間開始日が平成24年4月以降の契約者より適用となります。

- ④「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」と「エコマーク使用契約書」を、「エコマーク使用基本契約書」に一本化します。

既に認定を取得している契約者が、新たな商品の認定を取得した場合には、その度に「エコマーク使用契約書」の取り交わしを行っていましたが、今後は廃止します。（「エコマーク使用契約書」の条

---

<sup>\*)</sup> 本章の内容は、2011年12月20日付の使用契約者向の説明文書から引用

項は新契約書に盛り込まれ、制度一部見直し後の最初に締結いたします。なお、「エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書」及び「エコマーク商品認定証」は従来通り発行しますので、認定の証としてご利用いただけます。）

これにより、申込商品の認定毎に、契約書への社印および代表者印の押印をお願いしておりましたが、今後はこの押印はエコマークに初めて契約いただく際の一回のみになり、貴社の事務手続きが軽減されます。

## 2.2 エコマーク商品認定審査料

変更はありません。

## 2.3 エコマーク使用料の見直し

(実施事項)

①現行の使用料(表1-1)を廃止し、新たな使用料(表1-2)を適用いたします。

②移行措置を設けます(使用料激変の緩和の配慮)

(内容の説明)

①現行の使用料(表1-1)を廃止し、新たな使用料(表1-2)を適用いたします。

新しい料金設定に移行いたします。変更点は本資料末尾の付表をご確認下さい。使用料の金額につきましては、収入減の下で、これまで数年にわたり経費削減等により、現行の使用料水準の維持に努めてまいりましたが、今後のエコマーク事業の維持・発展のため、これを見直すことといたしました。この結果、誠に遺憾ながら、一部の使用契約者様におかれましては、現行の使用料よりも若干の値上げをさせていただくことになりました。

あわせて、エコマーク認定商品の売上高合計から使用料を求める際に、表から使用料の金額を直接ご確認いただけます。計算は一切不要になりました。

②移行措置を設けます(使用料激変の緩和の配慮)

使用料の上限金額については、急激な負担増となる使用契約者に配慮し、平成23年度末時点で既契約である契約者に対しては移行措置を設けます。具体的には、移行初年度にあたる平成24年度は、表1-2において、合計売上高区分が200億円超の場合は一律150万円(別途消費税)といたします。

なお、既にお支払いいただいた平成23年度分のエコマーク使用料に関する確定等につきましては、現行の「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」に基づき表1-1を用いて算出いたします。

表1-1 エコマーク使用料【現行】

(1,000円未満切り捨て、別途消費税)

認定商品の 合計売上高区分	使用料(円/エコマーク使用者あたり1年間) 算定式	使用料金範囲
0~1,000万円以下	一律10,000円	1万円
1,000万円超 ~1億円以下	$10,000 + 0.001 \times (\text{売上高} \chi - 10,000,000)$	1万円~10万円
1億円超~ 10億円以下	$100,000 + 0.00065 \times (\text{売上高} \chi - 100,000,000)$	10万円~68万5千円
10億円超~ 41億5千万円以下	$685,000 + 0.0001 \times (\text{売上高} \chi - 1,000,000,000)$	68万5千円~100万円
41億5千万円超	一律1,000,000円	100万円

表 1-2 エコマーク使用料【新】

エコマーク認定商品の合計売上高区分		使用料 (別途消費税)
～	10 万円以下	10,000 円
10 万円超	～ 2,500 万円以下	30,000 円
2,500 万円超	～ 5,000 万円以下	50,000 円
5,000 万円超	～ 7,500 万円以下	75,000 円
7,500 万円超	～ 1 億円以下	100,000 円
1 億円超	～ 1 億 7,500 万円以下	150,000 円
1 億 7,500 万円超	～ 2 億 5,000 万円以下	200,000 円
2 億 5,000 万円超	～ 3 億 2,500 万円以下	250,000 円
3 億 2,500 万円超	～ 4 億円以下	300,000 円
4 億円超	～ 4 億 7,500 万円以下	350,000 円
4 億 7,500 万円超	～ 5 億 5,000 万円以下	400,000 円
5 億 5,000 万円超	～ 6 億 2,500 万円以下	450,000 円
6 億 2,500 万円超	～ 7 億円以下	500,000 円
7 億円超	～ 8 億 5,000 万円以下	600,000 円
8 億 5,000 万円超	～ 10 億円以下	700,000 円
10 億円超	～ 20 億円以下	800,000 円
20 億円超	～ 30 億円以下	900,000 円
30 億円超	～ 40 億円以下	1,000,000 円
40 億円超	～ 50 億円以下	1,100,000 円
50 億円超	～ 60 億円以下	1,200,000 円
60 億円超	～ 80 億円以下	1,300,000 円
80 億円超	～ 100 億円以下	1,400,000 円
100 億円超	～ 200 億円以下	1,500,000 円
200 億円超	～ 300 億円以下	2,000,000 円
300 億円超	～ 500 億円以下	2,500,000 円
500 億円超	～	3,000,000 円

注：平成 23 年度時点で既契約である使用契約者に関しては、平成 24 年度の使用料支払いに際し、表 1-2 中の合計売上高区分が 200 億円超の場合は一律 150 万円（別途消費税）とします。

(附表)

今回の料金制度等の一部見直しによる、変更点を整理すると下表のとおりです。

注：表中の金額は、消費税を含まない。

項目	摘要	変更
1) 審査料	(現行) 2万円/1認定審査→従来通り	無
2) 使用料		
①使用料の算定の対象	(現行) エコマーク認定商品の売上高を対象に算出→従来通り	無
②売上高の報告方法	(現行) 「実績 (または推定) 報告書」と「確定報告書」 →「実績 (または推定) 報告書」と「確定報告書」を統合するなど、報告方法と内容を大幅に簡素化 (⇒認定商品に係る売上高管理の日常的な事務負担と売上高推定等の負担を軽減)。 →売上高の金額は、実績主義に移行する。	有 有
	(現行) 「支払対象期間」と「売上高報告期間」が別 →「支払対象期間」と「売上高報告期間」を統合し、しくみを簡明にする。	有
③使用料 (金額) ・使用料の下限	(現行) 売上高 1000万円以下 : 1万円 →①下限 1万円は変更せず。 ②対応する売上高の範囲については限定する。	無 有
・使用料の上限	(現行) 売上高 41.5億円超 : 100万円 →①上限の撤廃も検討されたが、撤廃せずに従来通りとし、上限を設けることとした。 ②上限を 300万円とする。 ・平成 23 年度末時点での既契約者 150万円 (平成 24 年度) [使用料激変を緩和するための移行措置] 300万円 (平成 25 年度～) ・平成 24 年度以降の新規契約者 300万円	無 有
・下限と上限の間	現行「売上高-使用料」の関係 (表 1-1) に配慮して、売上高に対して使用料を階段状に設定し、表形式で提示する (表 1-2)。なお、新規の「売上高-使用料」設定に際しては、同一売上高に関する使用料激変の緩和に配慮した。	有
④使用料の提示方法	(現行) 下限と上限の間の使用料は、売上高の一次関数として掲出 →使用料は表形式で掲出 (⇒計算を不要にした)。	有
⑤使用料の支払い方法	(現行) 全認定商品を対象に 1 年分を一括払い→従来通り	無
⑥支払対象期間	(現行) 支払対象期間 (1 年間) → 従来の支払対象期間の開始日の翌月 1 日を基準日とする「認定期間」(1 年間) に変更。	有
⑦報告対象期間	(現行) 各社毎に定めた報告対象期間で支払対象期間とは異なる期間 →基準日の直前 1 年間 (前年の認定期間) に変更。	有
⑧マーク使用契約期間	(現行) 1 年間→従来通り【「認定期間」として使用料支払いの継続に基づく、実質 1 年。】	無
⑨商品認定の有効期限	(現行) 契約の継続を前提として、認定基準の有効期限で決まる →従来通り	無
⑩契約書	(現行) 「エコマーク使用契約書」(商品認定単位で締結。申込-認定の都度締結)、「エコマーク使用料の支払い等に関する契約書」(最初の商品認定時に締結) →新しい「エコマーク使用基本契約書」で一本化。認定毎の締結を不要にする (⇒使用契約者の社内決裁の事務負担軽減)。	有

### 3. 料金制度等の一部見直し結果の適用

- 1) エコマーク事務局では、今回の検討結果を2012年度から適用することを予定している。
- 2) このため、2011年12月と2012年3月の二次に渡り、使用契約者宛に事務案内文書ならびに契約変更の手続き文書を送付しているところである。下表に、使用契約者に対する文書による説明状況について整理した。
- 3) 使用契約者に対しては文書による説明に加えて、「エコマーク料金制度等の一部見直し」説明会を東京・大阪の二箇所で開催している。

説明会開催を含む全体状況は、頁1の表に整理した通りである。

	使用契約者宛説明書類の送付
2011年12月20日 発送文書	①エコマーク料金制度等の一部見直しについて（お知らせ）【送付文】 ②別紙1 エコマーク料金制度等の一部見直しについて【見直し概要の説明】 ③別紙2 エコマーク事業の現況ならびに料金制度等の一部見直しの経緯等（参考）【経緯等の説明】 ④別紙3 エコマーク料金制度等の一部見直しにおける貴社のエコマーク使用料について（概算）【過去の売上高実績に基づく使用料の新旧比較および売上高報告の発生時期】
2012年3月9日 発送文書	①エコマーク使用基本契約書のご送付と本契約締結についてのお願い【送付文】 ②エコマーク使用基本契約書 2通【契約書】 ③既契約者様への新契約書への移行に関する説明事項【契約および手続きの説明】

以上